

# 「レセプト情報を活用した診療支援システム（K-MIX R BASIC）」利用規約

令和3年1月15日制定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規約は、「レセプト情報を活用した診療支援システム（K-MIX R BASIC）」の参加医療機関及び利用者による使用に関して必要な事項を定めることにより、本システムを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

### 第2条（本システムの概要）

患者と医師等との診療契約に基づき、参加保険者が保有・管理するレセプト（診療報酬明細書）等の情報を、臨床の現場において登録医師等が閲覧し診療に活かすためのシステムであり、「療養の給付」の充実を目的とするものである。

### 第3条（利用規約の有効期間）

令和3年4月1日以降適用することとする。

### 第4条（用語の定義）

本規約において使用する用語は以下に定める意味を有するものとする。

- (1) 「レセプト情報を活用した診療支援システム（K-MIX R BASIC）（以下「本システム」という。）」  
参加保険者が保有・管理するレセプト情報等を必要に応じて閲覧し、療養の給付の充実に役立てるためのシステムをいう。閲覧対象となるレセプト情報等は医科・歯科・調剤・DPC レセプトから抽出された、傷病名、薬剤情報、手術・処置情報、検査情報等、その他参加保険者等から提供された情報で構成する。
- (2) 「協議会」  
香川県医師会に設置された、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）を運営する団体であり、香川県医師会や香川県などで構成される本システムの運用全般の統括機関をいう。
- (3) 「参加医療機関」  
本システムの利用を協議会から承認された医療機関、調剤薬局等をいう。
- (4) 「登録医師等」  
参加医療機関に所属し本システムの利用者登録がなされ、「ユーザーID」、「初期パスワード」の発行を受けた、医療機関における医師、調剤薬局における薬剤師をいう。
- (5) 「登録医療機関職員」  
参加医療機関に所属し本システムの利用者登録がなされ、「ユーザーID」、「初期パスワード」の発行を受けた登録医師等以外の医療機関職員をいう。
- (6) 「利用者」  
登録医師等と登録医療機関職員の総称
- (7) 「取り纏め責任者」  
参加医療機関に所属し、本システムにかかるユーザーID等の通知、管理、並びに、その他実

務面の取り纏め等を担当するもの。

(8) 「契約事業者」

本サービスの開発、運用・保守サービスに係る協議会との委託契約事業者のことを行う。

(9) 「K-MIX R BASIC カード（以下、「本カード」という。）」

本システムでレセプト情報等を閲覧するためのアクセスキーとして有効なものにする処理をしたカードをいう。本カードを提示することにより、レセプト情報等を閲覧することについて了承したものとする。

(10) 「紐付け処理」

本カードをレセプト情報等の閲覧するためのアクセスキーとして有効なものにする処理をいう。なお、本処理は利用者にて実施するものとする。

(11) 「ユーザーID 等」

本システムの利用に際し必要となる、利用者を識別する個別の番号や文字列、およびパスワードをいう。

(12) 「サポートデスク」

本システムに関する問い合わせ、機器トラブル対応、利用者登録等の事務処理を行う機関をいう。

## 第5条（運営主体及び協議会の設置）

本システムの運営主体は協議会とする。

## 第6条（運用管理の委託）

協議会は、本システムの運用管理を、契約事業者に委託することができる。

## 第2章 利用者登録に関する手続等

### 第7条（参加医療機関の範囲）

参加医療機関は、以下に掲げる要件を満たすものとする。ただし、協議会が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 医療法における医療提供施設であること
- (2) 香川県内の医療機関であること

### 第8条（登録の申請及びユーザーID 等の発行）

本システムの利用を希望するものは、様式1により、又はサポート情報ページから所属する医療機関を通じて取り纏め責任者から協議会に登録の申請を行うものとする。

- 2 協議会は、登録の申請を受理した場合、その内容を確認・検討し、承認したものについて利用者登録を行い、個人毎にユーザーID 等を発行する。ユーザーID 等の利用者への通知は、参加医療機関における取り纏め責任者を通じて行うものとする。
- 3 利用者は、ユーザーID 等を自らの責任で管理するものとする。

### 第9条（登録内容の変更又は登録の解除）

参加医療機関は、人事異動その他事情の変化により申請した内容に変更が生じたときは、取り纏め

責任者が様式1により、又はサポート情報ページから速やかに協議会に登録内容の変更又は登録の解除の申請を行うものとする。協議会は、変更又は解除の申請を受理した場合、その内容を確認し、変更又は解除を行う。

#### 第10条（利用環境の整備及び管理）

参加医療機関は、本システムを利用するためには必要な機器、接続用通信回線、および、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備し、適切に保守・管理を行うものとする。また、協議会より無償貸与された機器があればその保守・管理についても同様とする。

- 2 本システムを利用するためには必要な機器及びその仕様については、セキュリティ面を十分考慮し、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に準拠したものを探用する。

#### 第11条（クライアント証明書の発行）

本システムの利用にあたり協議会は、登録の申請を受理・承認後、本システムに登録を行った上で、クライアント証明書を発行するものとする。

### 第3章 システムの運用

#### 第12条（レセプト情報等の閲覧）

本システムに表示されるレセプト情報等は、登録医師等のみが閲覧できるものとし、患者に見せてはならないものとする。但し、登録医師等が個々の患者の診療に必要と判断した場合はその限りでない。

- 2 レセプト情報等の閲覧は原則、患者の診療時に限るものとする。
- 3 登録医療機関職員はレセプト情報の閲覧を行ってはならないものとする。

#### 第13条（レセプト情報等の閲覧方法）

本システムによるレセプト情報等の閲覧方法は原則、以下のとおりとする。

- (1) 本カードの提示をうけ、本カードの二次元バーコードを読み取ることによってする。  
利用者は、レセプト情報等を閲覧し診療に役立てることへの了承の証として、その場で本カードの提示を患者から受けることができる。
  - (2) 記号・番号等での検索による。なお、この閲覧方法は、患者の了承のもと行われなければならない。なお、本機能利用の利用履歴は協議会が隨時確認を行う。
- 2 身体的理由など、患者に特別な事情があり登録医師が必要と判断した場合には、登録医師等が認めた患者の代理人によって、患者本人に代わり、前項に定める本カードの提示、又は了承をすることができるものとする。尚、かかる判断を行える者は登録医師等に限るものとし、登録医療機関職員にはその権限はないものとする。

#### 第14条（緊急時の対応）

生命、身体の安全を守るため緊急の必要があり、かつ、やむを得ない場合は、患者の明確な意思表示がなくとも登録医師等の判断により本サービスを利用できるものとする。なお、この機能が使用された場合は契約事業者から協議会へ利用実績の報告を行う。

## 第15条（災害時の対応）

災害等の非常事態で、生命、身体の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合は、患者の明確な意思表示がなくとも非常措置として氏名情報で検索する機能を協議会の判断により有効にし、レセプト情報等を閲覧できるものとする。なお、この機能を使用した場合は契約事業者から協議会へ利用実績の報告を行う。

## 第16条（本カードの発行・利用）

本カードの患者への発行の手続きは利用者が行うものとし、利用者は、患者に本システムの説明を十分に行わなければならない。説明を受けた証として本カードに患者署名を受け、本カードを発行、紐付け処理を行う。なお、本機能利用の利用履歴は協議会が隨時確認を行う。

## 第17条（本カードの再発行等）

- 本カードは、再発行および登録解除できるものとし、その手続きは利用者が行うものとする。
- 2 利用者は患者が本カードを紛失、盗難、又は著しく棄損した場合、患者からの要望を受け、本人確認をしたのち、再発行できるものとする。再発行の手続きは、第14条第1項と同様とする。
  - 3 本カードを再発行した場合、患者がそれまで使用していたものは自動的に使用不可能となるものとする。
  - 4 本システムの利用に関し、患者本人（代理人を含む）から登録解除の申し出があった場合、利用者はこれに応じなければならない。

## 第18条（本カードの作成・管理）

本カードは協議会が作成し、参加医療機関に適宜配布するものとする。

協議会から配布された本カードは、参加医療機関が責任をもって管理するものとする。本カードの在庫がなくなり補充が必要な際には、参加医療機関は都市地区医師会を通じて協議会に必要数を連絡するものとする。

## 第19条（本システムの利用場所）

本システムはインターネット環境を確保することで、所属する参加医療機関内は勿論のこと、それ以外の場所においても利用できるものとする。ただし、個人情報の漏洩、機器の管理、通信回線等、あらゆる安全性の確保に十分留意して利用するものとする。

## 第20条（ユーザーID等の管理運用）

利用者は、自己のユーザーID等により本システム上でなされた行為及びその結果については、一切の責任を負うものとする。特に、ユーザーID等が第三者に知られたことにより、結果として患者のレセプト情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者は、細心の注意をもって管理しなければならない。

- 2 取り纏め責任者は、所属する参加医療機関における全利用者のユーザーID等を保管・管理するものとする。

## 第21条（ユーザーID等の再確認）

利用者は、自己のユーザーID等が不明となった場合、取り纏め責任者を通じて協議会へ確認するものとし、協議会は当該ID等の確認、初期パスワードへのリセット等、必要な処理を行った上で取り纏め責任者を通じて利用者に連絡するものとする。

## 第22条（利用に関する問合せ）

- 協議会は、利用者に対して別に定める「K-MIX R BASIC 操作ガイド」を提供するものとする。
- 2 利用者は、本システムの利用に当たり、利用方法、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、協議会に問い合わせができる。
  - 3 問合せの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）までの9:00～17:00とする。  
かがわ医療情報ネットワーク協議会 Tel: 087-823-1121 Fax: 087-883-0202

## 第23条（利用者の機密保持の責任）

- 参加医療機関の長は、ヒューマンエラー、盗難、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。
- 2 利用者、および、参加医療機関の長は、本システムの利用申請と同時に、本システムで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
  - 3 利用者、および、参加医療機関の長は、本システムで取り扱う情報について、別に定める「かがわ医療情報ネットワークの個人情報保護方針」を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

## 第24条（利用者の教育）

- 利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、参加医療機関の長は、必要に応じて利用者へのセキュリティ教育を実施するものとする。
- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

## 第25条（セキュリティ事故及び欠陥に対する報告）

- 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに協議会へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。
- 2 協議会は、前項の報告を受けた場合、必要に応じて事故防止の対策を検討するものとする。
  - 3 契約事業者は、参加医療機関の長からセキュリティ事故及びその防止対策の検討を依頼された場合は協力するものとする。その結果、詳細調査、機器の購入、各種設定等が発生する対策を行う必要が生じた場合、その費用は参加医療機関、又は利用者が負担するものとする。

## 第26条（移動可能な機器の取扱い）

- 利用者が取り扱う移動可能な機器については、参加医療機関ごと、又は利用者各自が責任を持って管理するものとする。
- 2 移動可能な機器を取り扱う中で、万一、情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、協議会、契約事業者は責任を負わないものとする。

## 第27条（ユーザーID等の一時停止）

協議会は、ユーザーID等の漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、参加医療機関、又は利用者の了承を得ることなく、事前の通知なしに当該ユーザーID等の使用を一時停止することができるものとする。

- 2 前項の対応等により参加医療機関、又は利用者に損害が発生した場合、協議会、契約事業者はいかなる責任も負わないものとする。

## 第28条（システム内容の変更）

協議会は、本システムの内容について、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、システム内容の変更を行った場合、協議会は、参加医療機関、又は利用者へ変更した旨を確実に周知するものとする。

## 第29条（システムの一時停止）

協議会は、次のいずれかが起こった場合には、参加医療機関、又は利用者に事前に通知することなく、一時的に本システムを停止することができるものとする。

- (1) 本システムの保守を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 火災・停電等により、本システムの提供ができなくなった場合
  - (3) 天災又は不慮の事故等により本システムの運用が不可能になった場合
  - (4) その他、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止を必要とすると判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に本システムを停止できる。
  - 3 前2項により参加医療機関、又は利用者に損害が発生した場合、協議会、契約事業者はいかなる責任も負わない。

## 第30条（システム提供の中止）

協議会は、参加医療機関等に少なくとも3か月前に予告した上で本システムの提供を中止することができる。

## 第31条（禁止行為）

利用者は、本システムの利用に際して以下に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと
- (3) 他の利用者、又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること
- (4) 他の利用者、又は第三者を誹謗中傷すること
- (5) 本規約に違反すること
- (6) 入会時に虚偽の申請を行うこと
- (7) 登録されている情報の改ざんを行うこと
- (8) ユーザーID等を不正に使用させること
- (9) 本システムの運営を妨害すること
- (10) その他協議会が利用者として不適当と判断した行為

- 2 利用者が前項のいずれかに該当する場合、協議会は、利用者へ事前に改善の勧告又は催告、事前事後の停止の通知等をすることなく、本システムの利用の資格を停止することができるものとする。
- 3 参加医療機関、又は利用者が第1項各号いずれかに該当することで協議会又は契約事業者に損害が生じた場合、協議会又は契約事業者は、参加医療機関、又は利用者に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第32条 (機密保持)

協議会及び契約事業者は、本システムを通じて取り扱われる情報の一切について、第1条に定める目的以外の利用を行ってはならない。

- 2 協議会及び契約事業者は、本システムの提供に際して、参加医療機関、又は、利用者から提供された文書、電磁的記録媒体、その他個人情報を含むもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密情報を保持するものとし、本システムの提供に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は機密情報に含まれないものとする。
  - (1) 既に公知のもの又は協議会及び契約事業者の責に帰することができない事由により公知となつたもの
  - (2) 既に協議会及び契約事業者が保有しているもの
  - (3) 協議会及び契約事業者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - (4) 協議会及び契約事業者が参加医療機関、又は利用者から書面により開示を承諾されたもの
- 4 協議会及び契約事業者は、参加医療機関、又は利用者から提供を受けた機密情報を、本システムの運用に必要な範囲に限り使用、複製することができるものとし、改変が必要なときは事前に参加医療機関、又は、利用者から承諾を得るものとする。

### 第4章 その他

#### 第33条 (規約の変更及び諸規程の制定等)

協議会は、参加医療機関、又は、利用者の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の変更等を行った場合は、協議会は、参加医療機関、又は利用者へ変更した旨を周知するものとする。

#### 第34条 (その他必要事項)

この規約に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が決定するものとする。

### 附 則

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

本規約は、令和6年12月1日から施行する。